千葉県議会議員
小宮清子のさわやかメール
小宮清子県議会報告版
No.60

事務所　流山市平和台２－４－３　広葉ビル201　TEL・FAX04－7159－3781
E-mail　hikomiya538@coral.plala.or.jp　URL　komiyakiyoko.blog46. fc2. com

ストップ

大型公共事業に走る県政

増え続ける県債残高
平成25年度末
２兆9818億円の見込み

骨格で組んだ当初予算に、６月議会では肉付けされた補正予算が提案されました。森田知事２期目スタートの補正予算は、新総合計画（原案）推進のための施策を組んだとしていますが。一方、県債残高はさらに増え続けています。森田知事の姿勢は、あい変わらず国の様子見、国の言いなりと言わざるを得ません。少子高齢社会への対応、貧困による格差拡大への対応、積極的な放射能への対応は千葉県政において全く不充分なままです。

本会議において反対討論を行なう

補正予算額1066億96００万円の補正予算に反対しました。その理由は、①北千葉道路、外環道の整備、圏央道インターチェンジへのアクセス強化事業がすすめられる一方、県民要望の高い深刻な高齢化における医療福祉への対応は不充分であり、県民の不安は増しています。②何度も求めてきましたが、放射能への対応はきわめて消極的、国からの指示待ち姿勢をとり続けています。いまだ国が動かない中、県として放射能に対する県民の健康チェックに取り組むべきです。③小中学校の教員総数に占める非正規教員は本年5月1日で7・9%です。欠員補充のための講師全員を正規の教員とするには年間8500万円の増。教育に税金を使い教育現場の教員の正規化をはかるべきです。④期限切れタミフルについて、18年度に5億619万円、リレンザ4億7500万円の予算化がされています。購入と廃棄をくり返すだけであり政府の専門家会議の中でも「ムダ」との意見も出されています。等々です。

国の言いなり県政から脱却を
なぜ職員給与削減に反対したのか

7月1日から来年3月31日まで一般職においては平均給与月額7・8%の減額、期末手当及び勤勉手当9・77%減額をするよう国の強い要請があり、知事は「被災県である県として、東日本大震災からの復旧・復興や日本再生のためには、国と一丸となって対応する必要があることから、国からの給与減額要請に応じ給与等の減額を実施する」と応じました。知事は千葉県という自治体の最高責任者であることをどのように認識されているのでしょうか。

誰よりも自治の本旨をしっかりと守るべき立場にあるべきです。国の不当な干渉、地方自治を否定するやり方に対し戦うどころか逆に国と一丸となってやるということは国のいいなりになるということにほかなりません。千葉県の自治を守るという思いは全く感じられません。

今回の国のやり方は要請という言葉を使っていますが、地方交付税削減を手段とした強制でしかありません。明らかに地方交付税法の機能を否定した不当なものです。そして、憲法92条は地方公共団体の組織及び運営にかんする事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとしています。自治とは字のごとく自らのことを自ら決定し、執行することであり自治体は国からの関与を受けることなく地方行政を行うことができるのです。

1月27日地方6団体は共同声明を出しました。「そもそも地方公務員の給与は、公平・中立な知見をふまえつつ、議会や住民の意志に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じておこなうべきではない」と強く抗議しています。当然この中に森田知事も加わっていたのに、森田知事のやっている事はひたすら国に追随するのみです。

さらに県人事委員会の意見は「一般職の職員の給与は地方公務員の給与決定原則によるものと考えており誠に残念なことでもあります」と述べています。

人勧制度は労働基本権の代償措置であり、現行の地方公務員の給与決定は人事委員会勧告をふまえ（労使間の交渉と合意を行い）条例で定められます。今回の国のやり方が許されるのならこの先地方公務員の給与は国の手中にありということになります。

以上述べてきましたが国は地方自治をふみにじり、そして千葉県は自ら地方自治を放棄したといわざるをえない事態です。

無料法律相談
一人で悩まずご相談下さい
毎月第４土曜日　午後２時～４時
平和台 2-4-3　社民党事務所
（できましたら事前にご連絡下さい）
相談日以外でも弁護士への相談を受け付けます。

法律相談　法律を必要とするどのような問題にでも直接弁護士が相談に応じます

市民相談　福祉、教育、環境、地域の諸問題など

問合せ先　04-7159-3781（社民党事務所）
090-8431-8107（小宮携帯）